

役員報酬及び費用弁償費に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊裕会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 役員会等とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会をいう。
- (3) 常勤の役員等とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。

(常勤の理事及び職員兼務役員等の報酬)

第3条 法人は常勤の理事に対し、別表1により月額報酬を職員給与の支給日に支払う。

- 2 職員兼務の役員等に対しては、職員の給与規定に基づき給与を支払い、役員報酬は支払わない。

(非常勤の役員等の報酬)

第4条 非常勤の役員等が役員会等に出席した時は、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。

- 2 費用弁償費のうち交通費は報酬日額に含み、宿泊費は実費支給とする。

(改 正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月31日から施行する。

この規定は、令和元年6月1日から施行する。

この規定は、令和2年6月1日から施行する。

別表 1

令和2年6月22日

＜報酬額＞

| | 勤務形態 | 報 酬 | | | 費用弁償 | |
|------------|--------|----------|----------------|-----------------------|----------------|-----------------------|
| | | 月額 | 役員会等 出席（日額） | 役員会等 以外の用務 （日額） | 役員会等 出席（日額） | 役員会等 以外の用務 （日額） |
| 理事長 | 常勤の場合 | 600,000円 | × | × | × | × |
| | 非常勤の場合 | × | 5,000円 | 5,000円 | 宿泊費実費 | 宿泊費実費 |
| 理事 | 常勤の場合 | × | × | × | × | × |
| | 非常勤 | × | 5,000円 | 5,000円 | 宿泊費実費 | 宿泊費実費 |
| 監事 | 非常勤 | × | 5,000円 | 5,000円 | 宿泊費実費 | 宿泊費実費 |
| | 非常勤 | × | 5,000円 | 5,000円 | 宿泊費実費 | 宿泊費実費 |
| 評議員 | 非常勤 | × | 5,000円 | 5,000円 | 宿泊費実費 | 宿泊費実費 |
| | 非常勤 | × | 5,000円 | 5,000円 | 宿泊費実費 | 宿泊費実費 |
| 評議員選任・解任委員 | 非常勤 | × | 5,000円 | 5,000円 | 宿泊費実費 | 宿泊費実費 |

※報酬の役員会等以外の用務には監事による監事監査指導を含む。

※非常勤役員に対する費用弁償（交通費）は報酬日額に含む。尚、宿泊費については実費支給とする。